

合併調整項目調整状況

事務事業番号	9161	専門部会名	教育	分科会名	教育総務	担当部署	教育総務課
事務事業名	奨学金制度						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> 市内に6か月以上居住する世帯の子弟 健康で向学心のある者 経済的な理由により学資支出の困難な世帯の子弟 在学高等学校長又は出身の中学校長が推薦し、教育委員会において実情調査の結果適当と認めた者 理事会において承認した者 本会以外の育英会等の給付を受けていない者 【返済期間】 <ul style="list-style-type: none"> 給付なので返済なし。 	【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> 成績が優秀で、丸子町に5年以上居住している者の子女、又は丸子町立中学校を卒業した者で経済的理由によって高校以上への修学が困難な者 【返済期間】 <ul style="list-style-type: none"> 当該学校の修業期間をもって卒業する日から1年を経過した日の翌日から起算して4年以内に返済。返還方法は半年賦又は年賦のどちらかを選択する。 	【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> 真田町に居住3年以上の者及びその者に扶養されている2親等以内の血族及び姻族であって、高等学校、高等専門学校、専門学校及び大学に在学し、成績優秀で品行方正な学生・生徒であって、経済的な理由により就学困難な者 【返済期間】 <ul style="list-style-type: none"> 当該学校の修業期間をもって卒業する日から1か年を経過した日の翌日から起算して6年を限度(年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	合併時は、現行のとおり旧市町区域において現在の制度を実施し、合併後、3年を目途に制度のあり方を検討する。			
合併後調整内容【調整済】							
【調整結果】 <ul style="list-style-type: none"> 武石地域を除き各地位で運営している奨学制度は、現行のとおり各地域の特色ある制度として運営を続ける。 引き続き、全市域に適用できる最良な制度についても検討を進める。 (理由) <ul style="list-style-type: none"> 篤志家の思いを最大限尊重する必要がある。 各制度は、篤志家からの寄附の申し出を受け、地域に即した制度であり、また、制度の歴史が長いことから、地域住民に広く浸透している。 							